

このコーナーでは、市の環境に関する取り組みや、
 ぐらしに役立つ情報を紹介します。

○ Sustaina には、「持続可能な〜」という意味を込めています。

ごみ集積所の利用 について



市では、行政区や分譲地、集合住宅などにおいて設置を許可した「ごみ集積所」の収集・運搬（回収記録を含む業務）を専門の事業者に委託し、家庭から排出される廃棄物や資源物を適正に処理しています。

家庭から排出されるごみや資源物は、市に登録されている「ごみ集積所」に出しましょう。
 ごみ集積所を利用する際は、その地域の行政区や地権者（土地の所有者）などに使用上のルールやマナーを確認し、安心安全で快適な収集作業への協力をお願いします。

【ごみ集積所を利用する際の注意点】

- ・正しいごみの分け方、出し方を守って出してください。
- ・決められた回収日の当日、朝 8 時までに出してください（前日には出さないでください）。
- ・自分が出したごみが回収されなかった場合は、貼付してある「収集できませんシール」を確認し、正しい分別や出し方、回収日を改めて確認してから出してください。
- ・ごみ集積所の管理者や利用者で清掃を行うなど、適切に管理してください。
- ・排出したごみ袋やコンテナが、車両や歩行者などの通行に支障がないよう注意してください。

※正しいごみの分け方、出し方は、「ごみ処理ハンドブック」をご確認ください。



ごみ処理ハンドブック

○市内で事業を営んでいる方へ

事業所や商店など、事業活動に伴って排出された事業系一般廃棄物は、市では収集しません。地域のごみ集積所には出さないでください。

笠間市環境センターなどの処理施設に直接搬入するか、笠間市一般廃棄物収集運搬業の許可を持っている業者に依頼し、正しく処分しましょう。



詳しくはこちら

○ごみ集積所が動物などの被害に遭ってしまいお困りの方へ

笠間市ごみ集積ボックス設置費助成金制度をご利用ください。

ごみ集積ボックスを設置することで、動物や雨風によるごみなどの飛散防止に繋がります。既に設置してあるごみ集積ボックス（小屋タイプを含む）の改築費用も助成対象となります。

補助率：設置費用の 3 分の 2 以内

上限額：100,000 円（100 円未満切り捨て）

申請方法：購入・改築前に見積書およびごみ集積ボックスの図面（カタログ可）、土地所有者の同意書、位置図を添えて、資源循環課または各支所地域課の窓口で申請



ごみ集積ボックス
 設置費助成金
 について

問 ① 資源循環課（内線 129） 笠間支所地域課（内線 72114） 岩間支所地域課（内線 73114）